

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月11日
【会社名】	株式会社アクロディア
【英訳名】	Acrodea, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 純也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東二丁目16番10号
【電話番号】	03 - 5778 - 4600 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東二丁目16番10号
【電話番号】	03 - 5778 - 4600 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 400,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社アクロディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1
記名・無記名の別	本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金400,000,000円
各社債の金額(円)	金10,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金400,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事由なし。
利息支払の方法	該当事由なし。
償還期限	平成30年10月26日
償還の方法	<p>(1) 本社債の元金は、平成30年10月26日(以下「償還期限」という。)に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 本社債の繰上償還</p> <p>150%コールオプション条項による繰上償還</p> <p>金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義される。以下同じ。)の150%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該20連続取引日の最終日から30日以内に、繰上償還日の30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で償還することができる。なお、償還期限とともに本社債が償還される期日を償還日という。</p> <p>組織再編行為等による繰上償還</p> <p>当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割(吸収分割承継会社もしくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合には取締役会)で決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で償還しなければならない。</p> <p>社債権者の選択による繰上償還</p> <p>社債権者は、当社に対して、繰上償還日を平成27年10月28日として、当該繰上償還日の30営業日以上60営業日以内の事前の通知をし、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき100円で繰上償還することを請求する権利を有する。社債権者は、当社の同意なく、当該通知を撤回することができない。</p>

	<p>(3) 債務不履行による強制償還 本社債に関する利息の支払遅延、期限の利益喪失に関する特約に定める事由が生じた場合、社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の元金をその総額で直ちに本社債を償還するものとする。</p> <p>(4) 任意買入消却 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、下記「払込期日」欄に定める払込期日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円において、いつでもこれを行うことができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については、別記「新株予約権の行使条件」欄に従って行使できなくなるにより消滅する。</p>
募集の方法	第三者割当ての方法により、以下のように割り当てる。 Oakキャピタル株式会社 400,000,000円(40個)
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成25年10月28日
申込取扱場所	株式会社アクロディア 管理部 東京都渋谷区東二丁目16番10号
払込期日	平成25年10月28日
振替機関	該当事項なし。
担保	本社債には、物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>当社は、本新株予約権社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。</p> <p>本項に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>

(注) 1. 本有価証券届出書に係る新株予約権付社債を、本有価証券届出書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 上記表中「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 上記表中「財務上の特約(担保制限条項)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、本項第(1)号、第(2)号以外の本新株予約権付社債の発行要項の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合は、この限りではない。

- (5) 当社又は当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年15%(年365日の日割計算)の割合にあたる損害金を支払う。

5. 償還金事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社みずほ銀行 中目黒支店

6. 本社債権者に対する通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各社債権者に対し直接通知する方法によることができる。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の発行価額の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 取得格付

格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>すべて完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式制度は採用していない。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除した整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債(なお、本新株予約権の付されている本社債はその額面金額の全額の払込がなされたものに限る。)の全部とし(なお、本新株予約権の行使の効力発生により、当該本社債につき期限の利益が喪失されるものとする。)、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、金47,550円とする。なお、転換価額は第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価(第(2)号 に定義される。)を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

- ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合
調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に取得を請求できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行又は付与(無償割当ての場合を含む。)する場合
調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)以降、又は、その証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ニ 上記イ乃至ハの場合において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには上記イ乃至ハにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない

- ホ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が百分の1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (2) 転換価額調整式に係る計算方法
転換価額調整式の計算については、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。
転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
- (3) 第(1)号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て(ただし、当該承認は不合理に留保、遅延、拒絶されない。)、必要な転換価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金400,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後転換価額)とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権の新株予約権者は、平成25年10月29日から平成30年10月26日までの間、いつでも行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。</p> <p>ただし、行使可能期間は、当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき、本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に基づき、本社債を買入消却する場合は消却日の前銀行営業日まで、当社が、本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。</p> <p>上記いずれの場合も、平成30年10月26日から後は本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アクロディア 管理部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由、取得の条件は定めないものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が正午までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、正午以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

6 その他

(1) 会社法その他の法律の改正等により、本新株予約権付社債の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

(2) 「1 新規発行新株予約権付社債」については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
400,000,000	3,500,000	396,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の総額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬として130万円、価値算定報酬及び調査費用として100万円、その他諸費用として120万円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
S I事業の譲受対価支払	350百万円	平成25年11月末日
S I事業の運転資金	15百万円	平成25年11月～平成25年12月
スマートフォンアプリ向け新規バックエンドサービスの企画及び開発費の一部	31百万円	平成25年11月～平成26年8月

- (注) 1. 調達資金につきましては、支出するまでの間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理する予定です。
2. 使途 S I事業の譲受対価支払の金額は、事業譲受契約締結後、当該譲受部門におけるクライアントの承継状況により、変動する可能性があります。増減した場合、その差額については、使途 と調整を行う予定です。

資金使途の合理性に関する考え方

当社は、平成16年に設立以来、携帯電話の組込みソフトウェアであるミドルウェア製品を開発し、主に携帯電話キャリア・メーカーにフィーチャーフォン向けの製品を提供し、事業展開を行ってまいりました。平成18年以降、日本の主要3キャリアに採用され、平成20年後半には国内で販売される携帯電話の約8割まで当社製品が搭載され、市場シェアを拡大してまいりました。しかしながら、当社グループの関連する携帯電話業界においては、フィーチャーフォンからスマートフォンへ急速に市場のトレンドが移行し、国内の既存携帯電話市場は大きな成長が見込みにくい中、iPhoneやAndroidを中心とした国内外のスマートフォン市場が急速にシェアを拡大し、それに伴うスマートフォン向けのコンテンツ市場が急速に拡大成長する状況となっております。

このような状況の下、当社グループでは、市場変化に対応すべく従来の製品のライセンスロイヤリティや受託開発を主軸としたビジネスモデルから転換し、携帯電話販売台数の増減に依存しないユーザーによるサービスの利用に応じたレベニューシェアによるストックビジネスの確立を図り、成長分野であるスマートフォン向けソリューションやコンテンツサービス、ECフルフィルメントサービスに経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。

当社グループのコンテンツサービスの事業展開においては、成長が期待されるソーシャル関連市場において、複数のソーシャルゲームやアプリの提供を開始し、売上規模が拡大しております。

一方、スマートフォン向けソリューションにおいては、スマートフォンでサービスを提供する通信キャリア、コンテンツプロバイダーを主要顧客とし、スマートフォン向けの各種サービスプラットフォームを提供、安定した収益モデルを構築してまいりました。

当社グループの事業の現況において、さらなる企業成長を目指すべく、スマートフォン向けソリューションの事業においては、今後の当社の成長ドライバーの一つになると考えている、スマートフォンアプリ向けの新規バックエンドサービスであるモバイルBaaS(1)に関する事業の立ち上げを当期(平成26年8月期)の重点プロジェクトとして計画しております。モバイルBaaSは携帯電話市場においてフィーチャーフォンが主流であった時代にキャリア公式サイトのバックエンドとして広く利用されてきたCMS(コンテンツ管理システム)のいわばスマートフォンアプリ版の位置づけにあり、ユーザー導線がWebサイトからアプリに移っていく中、急速に注目されているサービスで、当社の成長戦略を担う重点施策としております。

このような背景の下、コンシューマ向けコンテンツの提供を行う顧客に対する、携帯電話向けサイトの構築・運用を含む大規模システムのインテグレーションサービスを行うS I事業、およびソフトウェアパッケージやアプリケーションのライセンス事業を主たるビジネスとするソリューション部門を保有しているKLab株式会社(以下「KLab」という。)においては、経営戦略の一環としてゲーム事業への集中に伴いそのS I事業の譲渡を戦略的選択肢

としていました。一方で、当社は中核としているモバイルソリューション事業のさらなる成長のための施策を模索していたところ、かかるS I事業の譲り受けに関して検討の機会を得ました。

当社は、上述のモバイルB a a Sに関する事業を開始するにあたり、コンテンツサービス業界における営業力の強化、バックエンドサービスを支える開発者エコシステムの充実、及び信頼度の高い運用能力の強化が図れると判断し、当該S I事業を譲り受けることといたしました。これにより、当社はキャリアグレードのサーバー運用業務のノウハウを確保し、当社の既存プラットフォーム事業の営業面・運用面の双方を補完し、対象事業の顧客に対するビジネスの新規開拓が相当程度を見込めることから、今後展開するモバイルB a a S事業にシナジー効果があると考えており、当社の企業価値の向上につながるものと考えております。

本新株予約権付社債の発行は、かかるS I事業の譲受を実行するとともに、財務基盤及び事業基盤の安定を図り、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものであり、資金用途は合理的であると判断しております。

- (1) モバイルB a a S : mobile Backend as a Serviceとは、スマートフォンアプリの開発に必要な汎用的機能をA P I (プラットフォーム向けのソフトウェアを開発する際に使用できる命令や関数の集合のこと)、S D K (あるテクノロジー(プログラミング言語やA P Iなど)を利用してソフトウェアを開発する際に必要なツールのセットのこと)で提供しサーバー側のコードを書くことなく、サーバー連携するスマートフォンアプリを効率よく開発できるようにするクラウドサービスです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、本新株予約権付社債の申込期日以降、(イ)本新株予約権付社債の払込期日から起算して100日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義します。)の発行若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)をいいます。

2 新株予約権の発行について

当社は、平成25年10月11日付の取締役会決議により、第三者割当による本新株予約権付社債の発行と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。

(第三者割当による新株予約権の発行)

(1) 発行期日	平成25年10月28日
(2) 割当日	平成25年10月28日
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式4,200株
(4) 新株予約権の総数	42個
(5) 発行価格	1株当たり715円
(6) 発行価額の総額	3,003,000円
(7) 行使価額	47,550円
(8) 行使期間	平成25年10月29日から平成27年10月28日まで
(9) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当 割当予定先: Oakキャピタル株式会社

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第152期 (自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第153期第1四半期 (自平成25年4月1日至平成25年6月30日) 平成25年8月8日 関東財務局長に提出

(注) 割当予定先の概要は、平成25年10月11日現在のものであります。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

（注） 当事会社間の関係は、平成25年10月11日現在のものです。

c．割当予定先の選定理由

資金調達の方法としては、代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の資金ニーズは比較的小額であり、公募増資による方法は、調達金額に比べてコストが高く、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、第三者割当による方法は、事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、現時点における資金調達方法として最適であると判断いたしました。また、本新株予約権付社債の発行と別件新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株予約権付社債の発行により当社の経営戦略の事業譲受に係る資金に対処するとともに、別件新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、別件新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

割当予定先のOak Capital株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っております。同社は、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富であり、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。また、同社は、平成24年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しており、昨年来株式市場が上昇基調に転じたことから、平成25年5月より、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

当社は、同社が、上記の投資方針の下で、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、本新株予約権付社債及び別件新株予約権を同社に割当てする手法を提案したことに加え、他の証券会社や投資会社に比べ同社が迅速に意思決定を行い、資金調達のタイミング及び金額に係る当社のニーズを充足する条件を提案したこと等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は8,400株です。

e．株券等の保有方針

本新株予約権付社債について、当社とOak Capital株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本新株予約権付社債の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成25年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた個別財務諸表及び平成25年6月末現在の個別貸借対照表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件の算定根拠

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値算定を第三者算定機関である株式会社ストリームに依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の繰上償還動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価、当社株式の市場流動性、配当、割引率(リスクフリー)、割引率(信用リスク)、ボラティリティ等について一定の前提を置いて、権利行使期間、利率その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり98.53円と算定しました。

当社は、この評価を妥当として、本新株予約権付社債1個の払込金額を金10,000,000円(額面100円につき金100円)としました。また、本転換社債型新株予約権の転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年10月10日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(47,550円)に相当する金額としました。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)と株式会社ストリームの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員が、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ストリームが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある転換価額、当社株式の株価及びボラティリティ、割引率、権利行使期間等の前提条件を考慮して、株式オプションの評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は8,400株(議決権の数は8,400個)であり、また、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の別件新株予約権の発行数は4,200株(議決権の数は4,200個)です。これらを合算すると、発行される株式数は12,600株(議決権の数は12,600個)となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数118,800株(議決権の数は118,800個)に対して10.61%(議決権の総数に対する割合は10.61%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債の第三者割当は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26-1	22,000	18.53%	22,000	16.74%
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号			12,600	9.59%
堤純也	東京都港区	10,300	8.67%	10,300	7.84%
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	7,300	6.14%	7,300	5.56%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	6,649	5.60%	6,649	5.06%
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	4,300	3.62%	4,300	3.27%
國吉芳夫	東京都世田谷区	3,380	2.84%	3,380	2.57%
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都品川区東品川四丁目5番15号	3,000	2.52%	3,000	2.28%
MSIP CLIENT SECURITIES	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K.	1,600	1.34%	1,600	1.22%
株式会社メガチップス	大阪市淀川区宮原1丁目1番1号	1,200	1.01%	1,200	0.91%
計		59,729	50.31%	72,329	55.04%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年8月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年8月31日現在の発行済株式総数に、平成25年9月1日から平成25年10月10日までに行使のあった新株予約権の目的となる株式の数(80株)、本新株予約権の目的となる株式の数及び上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 割当予定先については、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により取得する株式及び上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の別件新株予約権の行使により取得する株式の長期保有を約していないことから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第8期有価証券報告書及び四半期報告書(第9期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

4 [事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク等ならびに投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成25年10月11日現在において、当社グループが判断したものであります。

1) ~ 17) 略

18) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社の利益が個々の利益と一体化し、職務における動機付けをより向上させる目的とし、役職員等にストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。また、当社は財務体質強化等を目的として、平成25年10月11日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当てによる第3回新株予約権、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議いたしました。第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債が発行された場合の新株予約権の目的である株式の総数は12,600株となります。当社の発行済株式総数118,800株に占めるこれらの合算した潜在株式の比率は10.61%となることから、これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、また株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。

19) ~ 20) 略

21) 第3回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先について

割当先であるOakキャピタル株式会社からは、当社株式の保有方針として、第3回新株予約権及び第1回転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社は割当を予定しているOakキャピタル株式会社と対応可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果交付を受けることとなる当社株式について、市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。よって、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性はございません。

22) 資金調達について

当社は財務体質強化等を目的として、平成25年10月11日開催の取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当てによる第3回新株予約権及び第1回転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、第3回新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

平成24年11月29日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成24年11月27日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年11月27日

(2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

定款第3条の本店の所在地を東京都目黒区から東京都渋谷区に変更するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案 定款一部変更の件	62,700	628	0	（注）	98.91

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

平成24年12月18日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成24年12月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

イ 銘柄 株式会社アクロディア 第16回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

10,000個（新株予約権1個につき1株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式10,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権 1 個当たりの発行価格は、133円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 発行価額の総額

121,430,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式 1 株とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金12,010円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後
行使価額 = 調整前
行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という)は、平成27年12月1日から平成30年1月10日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書)において平成26年8月期に経常利益を計上しており、かつ、平成27年8月期の経常利益が150百万円を超過している場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、上記に加え、新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも金25,000円を上回った場合に限り、当該日の翌日以降、本件新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役、監査役及び従業員 46名 10,000個(10,000株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

平成24年12月18日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成24年12月18日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成25年1月11日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は下線で示しております。

八 勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役、監査役及び従業員 46名 10,000個 (10,000株)

(訂正後)

当社取締役、監査役及び従業員 40名 10,000個 (10,000株)

3 . 最近の業績の概要

第9期連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日) の業績の概要

第9期連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日) における業績の見込みは以下のとおりであります。

下記の数値については、決算処理確定前の暫定数値であり、変動する可能性があります。また、金融商品取引法に基づく監査手続の対象外です。

(百万円)

第9期連結会計年度	
売上高	4,312
営業利益	77
経常利益	186
当期純利益	80

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成24年11月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第8期)	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成24年12月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第9期第3四半期)	自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日	平成25年7月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月11日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹本 憲一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 町田 眞友 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成24年9月1日から平成25年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失576,143千円、当期純損失566,892千円、当第3四半期連結累計期間においても営業損失29,984千円、四半期純損失40,557千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年11月27日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 進 藤 直 滋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 町 田 眞 友 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失618,760千円、当期純損失804,495千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失576,143千円、当期純損失566,892千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アクロディアの平成24年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アクロディアが平成24年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 公認会計士 進 藤 直 滋 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 町 田 眞 友 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディアの平成24年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失420,456千円、当期純損失886,547千円を計上し、当事業年度においても営業損失549,971千円、当期純損失325,869千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。